

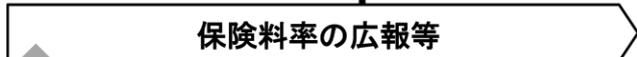
令和5年度保険料率について

1. 保険料率等の決定に向けたスケジュールについて …P1～
2. 令和5年度の収支見込みや保険料率について
 - ① 医療分 …P3～
 - ② 介護分 …P19～

令和5年1月11日
令和4年度 第3回評議会

1. 保険料率等の決定に向けたスケジュールについて

保険料率等の決定に向けた今後のスケジュール

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: center;">1/30</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款変更〈付議〉 (令和5年度都道府県単位保険料率等の決定) 	<div style="text-align: center;">(2/20) (予備日)</div>	<div style="text-align: center;">3/23</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度事業計画・予算〈付議〉
支部評議会	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">支部長からの意見の申出</div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度都道府県単位保険料率 ・ 令和5年度支部事業計画案 ・ 令和5年度支部保険者機能強化予算案 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度支部事業計画 ・ 令和5年度支部保険者機能強化予算
その他	<div style="text-align: center;">  <p>更なる保健事業広報等</p>  <p>保険料率の広報等</p>  </div>		
(備考) 国		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 保険料率の認可等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業計画、予算の認可等 </div>

◆ 運営委員会の議題については、令和4年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

2. 令和5年度の収支見込みや保険料率について

① 医療分

令和5年度平均保険料率について

(1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

令和5年度保険料率に関する支部評議会意見

令和4年10月に開催した各支部評議会での意見提出状況

意見の提出なし 0支部(2支部)

※()は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部(45支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 39支部(31支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 7支部(10支部)

③ 引き下げるべきという支部 1支部(4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし

京都支部評議会(令和4年10月24日開催)での主な評議会意見

- シミュレーションを見ると10%維持でもなかなか難しいと感じる。10%を続けていくことに納得感をもっていただくような周知が重要である。
- 資源高や売上が増えない状況の中、保険料率が上がるのは非常には困る。できるだけ長く10%を維持してもらいたい。
- 一般の方からすると他人事と捉えられてしまう。シミュレーションにあるように厳しい状況であることを広く知ってもらうことが大切。
- 物価高のなか、これ以上保険料率が上がると家計にとって大変厳しい。
- 10%を守る方が将来的な視点に立っていると言えるので維持していただきたい。
- 中長期で考えると10%維持は致し方ない。

令和5年度の協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率：10.00% R5年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率：9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平均保険料率を10%と設定した上で、
政府予算案(診療報酬改定等)を踏まえ算出

令和5年度の協会けんぽの収支見込み(医療分)の概要

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込みは、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2,100億円の見込み。

① 収入の状況

収入(総額)は、令和4年度(直近見込)から900億円の減少となる見込み。

- ▶ 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

② 支出の状況

支出(総額)は、令和4年度(直近見込)から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ▶ 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ▶ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ▶ 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算(国庫特例減額措置分)による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

③ 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度(直近見込)より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。(収支均衡料率は、9.78%の見込み。)

令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

令和5年度の京都支部保険料率

全国平均保険料率(療養の給付等に係る保険料率) **A** 5.36%

= 平均保険料率(10.00%) - 共通料率(4.640%)

支部毎の医療費に係る部分

健康保険法
第160条第3項1号

B
支部毎の療養の
給付等に要する額
5.359%
【令和4年度】
5.177%

健康保険法
第160条第4項

C 年齢調整
0.062%
【令和4年度】
0.066%

D 所得調整
0.009%
【令和4年度】
0.024%

調整後の療養の給付等に係る保険料率

E 京都支部 **5.430%**

【令和4年度】
5.267%

共通料率(全国一律の部分)

F **4.640%**

【令和4年度】
4.715%

健康保険法
第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金

現金給付費

等

健康保険法
第160条第3項3号

業務経費

一般管理費

準備金積立て

等

精算の部分

G **0.023%**

【令和4年度】
▲0.039%

令和3年度の支部毎
の収支決算における
収支差

京都支部
▲5億1,140万円
【令和4年度】
+8億4,900万円

インセンティブ 制度の部分

H **▲0.007%**

【令和4年度】
0.007%

全支部より財源を拠出
京都支部加算
2億1,778万円
0.01%

【令和4年度】
0.007%

令和3年度実績
による報奨金
京都支部減算
3億6,237万円
▲0.017%

【令和4年度】
0%

都道府県単位保険料率(令和5年度京都支部保険料率)

E 療養の給付等に
係る保険料率 **5.430%** + **F** 共通料率
(全国一律の部分) **4.640%** + **G** 精算の部分
0.023% + **H** インセンティブ
制度の部分 **▲0.007%** = **10.09%**

【小数点第3位四捨五入】
【令和4年度】9.95%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

支部毎の療養の給付等に要する額

【京都支部の場合】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(支部医療給付費)} \\ 1,172\text{億}2,431\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 2\text{兆}1,873\text{億}1,030\text{万円} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{支部毎の療養の} \\ \text{給付等に要する料率} \\ \hline 5.359\% \end{array}$$

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

年齢調整

【京都支部の場合】

年齢構成が全国平均より低い
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

(平均給付費)
1,171億174万円

—

(標準給付費)
1,157億4,886万円

=

(年齢調整額)
13億5,288万円

【平均給付費】

(全国の加入者1人あたり医療費) × (京都支部加入者数)

【標準給付費】

(全国の各年齢階級の1人あたり給付費) × (京都支部の各年齢階級の加入者数)の合計

(年齢調整額)
13億5,288万円

(支部総報酬額)
2兆1,873億1,030万円

=

年齢調整率

0.062%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

D

所得調整

【京都支部の場合】

所得（標準報酬月額）が全国平均より高い
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

全国合計給付費を総報酬按分した額
1,172億9,607万円

-

平均給付費
1,171億174万円

=

所得調整額
1億9,432万円

（全国給付費）
5兆3,351億6,787万円

×

（京都支部総報酬額）
2兆1,873億1030万円

=

全国合計給付費を
総報酬按分した額
1,172億9,607万円

（全国総報酬額）
99兆4,889億9,352万円

（所得調整額）
1億9,432万円

所得調整率

=

（支部総報酬額）
2兆1,873億1,030万円

0.009%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

共通料率

共通料率 (A + B - C)	4.64 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.36 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率
4.640%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

○令和3年度の都道府県支部別の収支差

令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和3年度の都道府県支部毎の収支における収支差について精算する必要がある。収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲(マイナス記号)」を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}}$$

支部別収支差 (京都)	支部総報酬額	保険料率換算
▲5億1,140万円	2兆1,873億1,030万円	0.023%

令和5年度保険料率算定時に

0.023%
の保険料率引上げ

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

令和5年度保険料率の他支部との比較

令和5年度都道府県単位保険料率における支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1

} 20

← 京都支部

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

} 26

(参考)令和4年度京都支部
保険料率 9.95%

令和5年度保険料率の他支部との比較

令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化(暫定版)

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1

← 京都支部

13

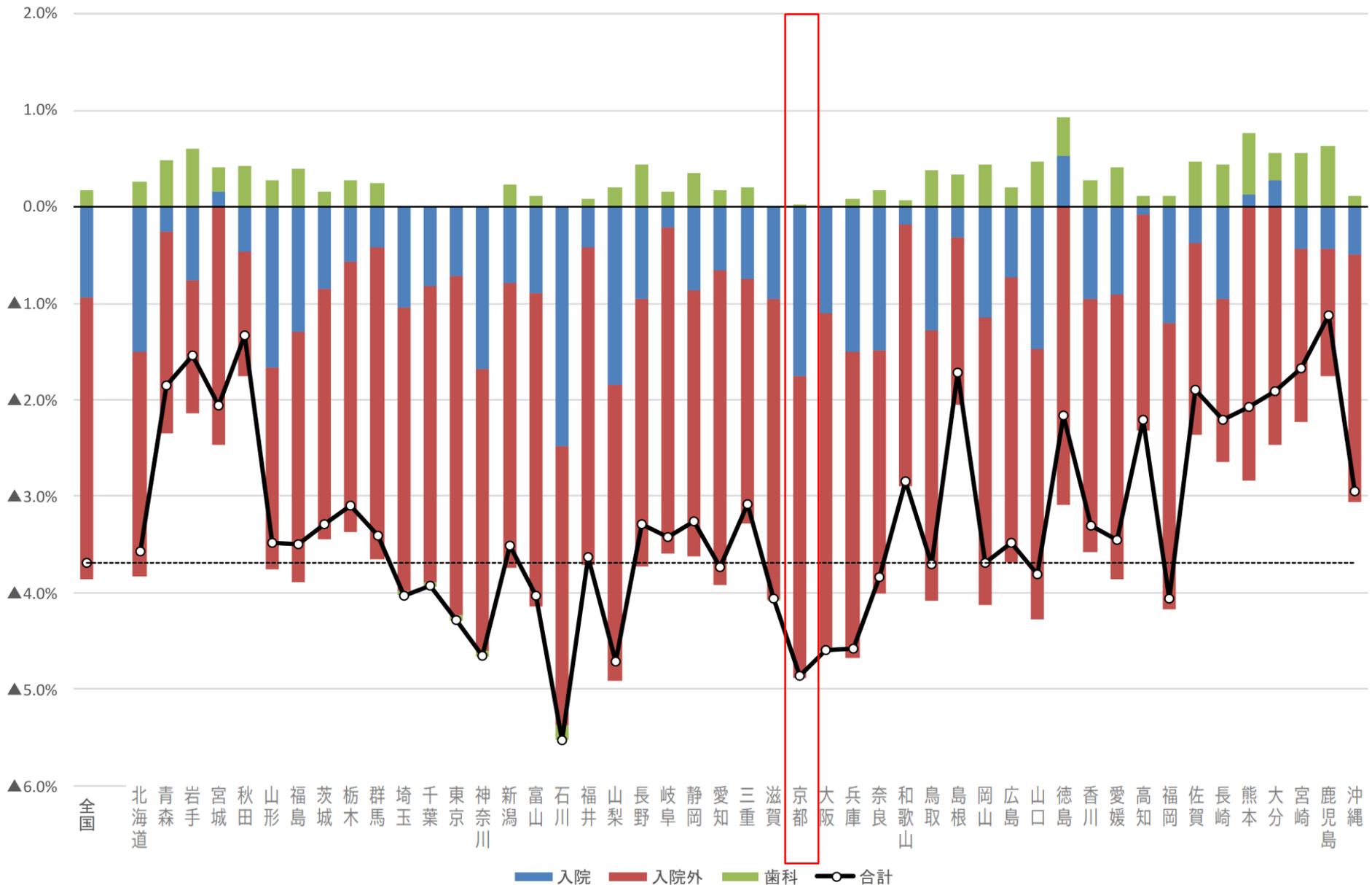
令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

33

- 注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

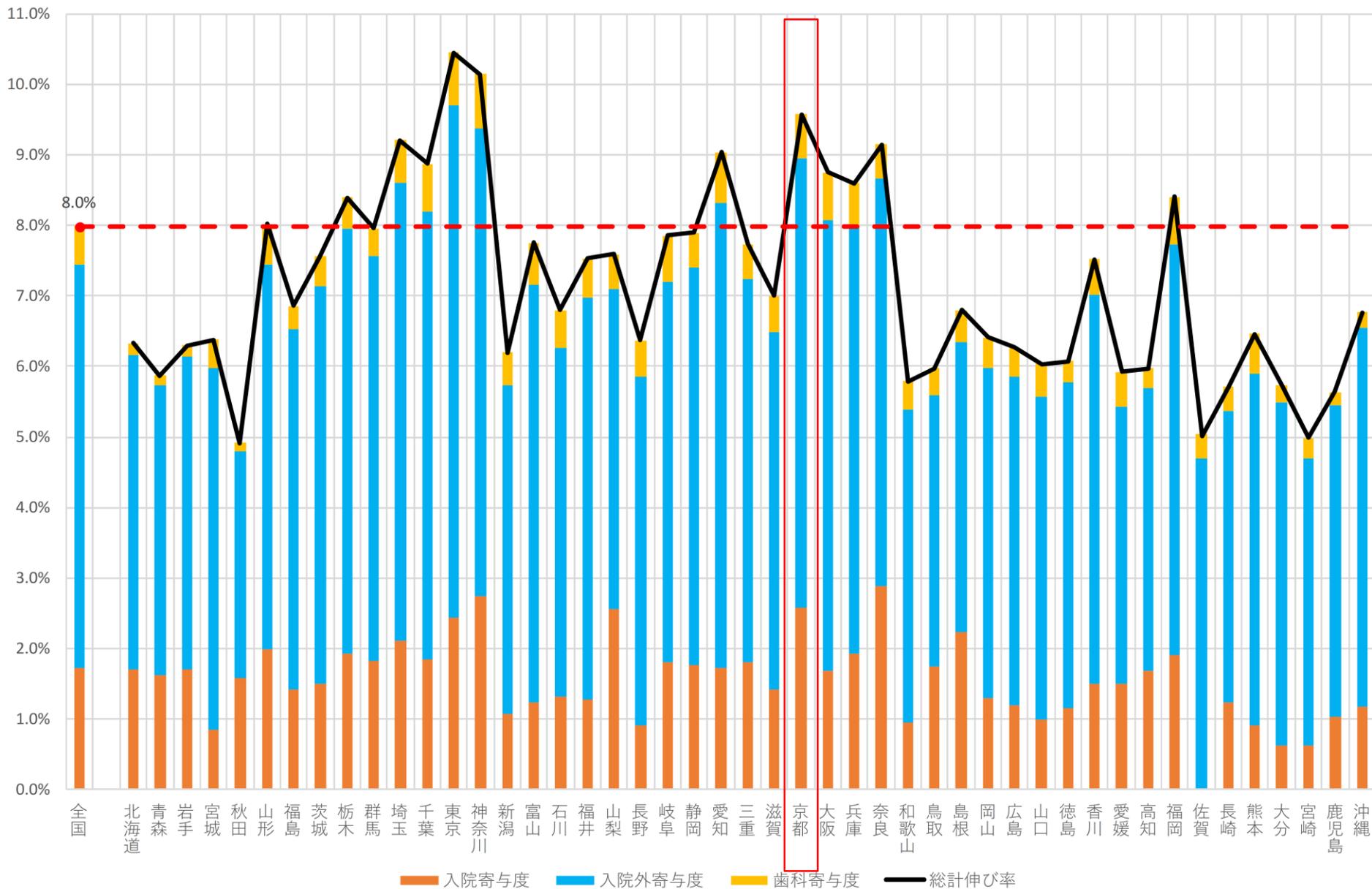
(参考)令和4年度京都支部
令和3年度保険料率からの変化分 ▲0.11%

《参考》診療種別1人あたり医療費の対前年度比の寄与度(令和2年度)



注1. 年度は、3月～2月診療分として集計している。
 注2. 調剤にかかる医療費については、処方元である入院外・歯科に含めている。

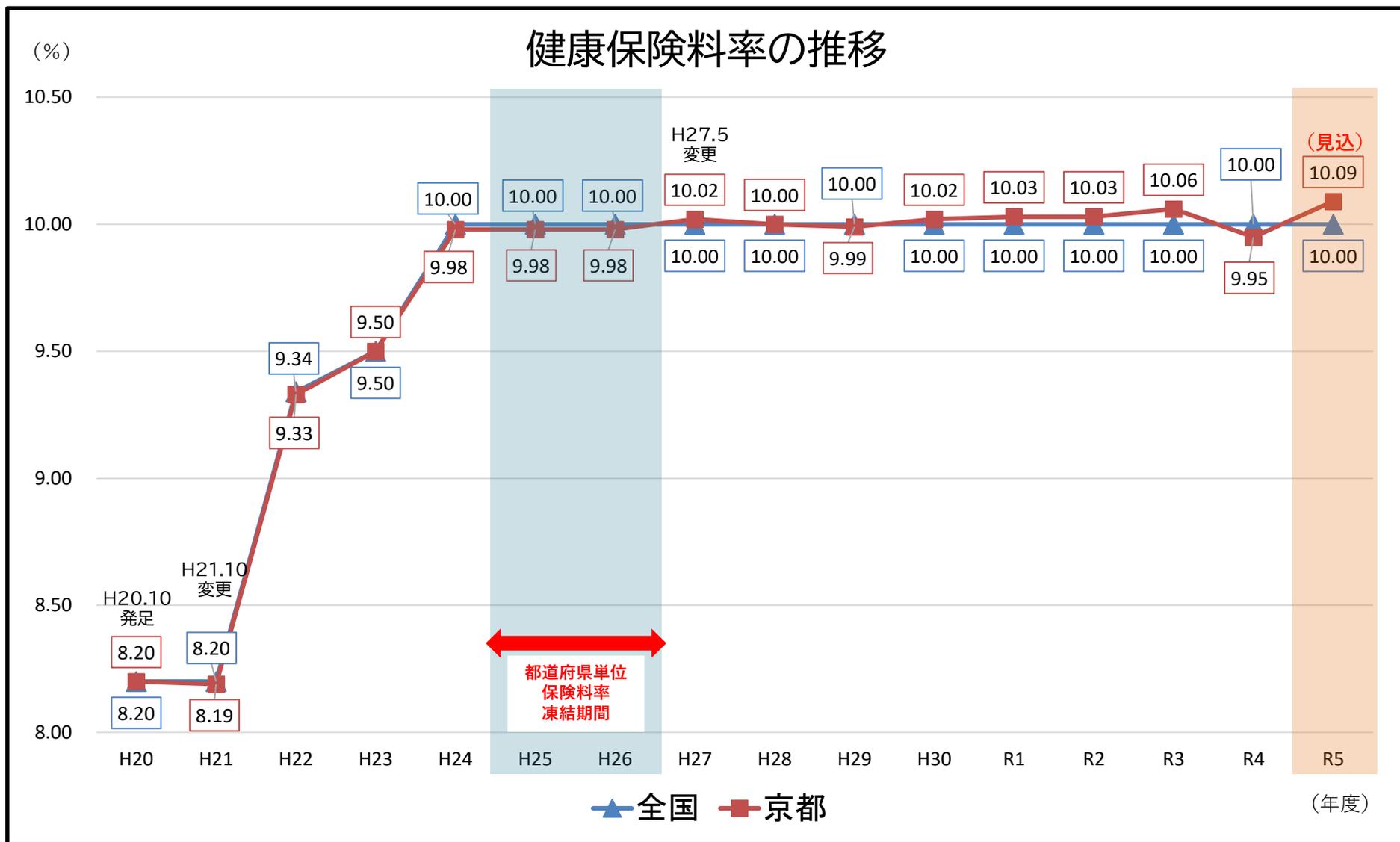
《参考》診療種別1人あたり医療費の対前年度比の寄与度(令和3年度)



注1. 年度は、4月～3月診療分として集計している。

注2. 調剤にかかる医療費については、処方元である入院外・歯科に含めている。

協会けんぽ発足後の健康保険料率の推移



※保険料率の変更月は変更後の保険料率に基づく徴収開始月を記載している(記載のない年度は4月変更)

2. 令和5年度の収支見込みや保険料率について

② 介護分

令和5年度の協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	<u>R5年度保険料率： 1.82%</u>
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 7,819円 (71,242円 → 79,061円) の負担増
[月額] 576円 (5,248円 → 5,824円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。